

特定医療費（指定難病）改正について

【新たな難病医療費助成の制度について】



この度「難病の患者に対する医療等に関する法律」が制定され、平成27年1月1日から新たな難病医療助成制度が始まりました。

○医療機関での窓口負担が**3割の方は2割に引き下げられます。**
(窓口負担が2割, 1割の方は変更ありません)

○窓口で負担する金額に対して、所得状況に応じて次表のとおり「**3年間の経過措置**」による**特定医療費(指定難病)の「自己負担上限額」**が設定されます。お支払金額が上限額に達するまでは、窓口では2割までお支払いいただくこととなります。

(窓口負担が1割の方は、窓口では1割までお支払いいただくこととなります。)

○月々の**外来・入院の医療費や複数の医療機関(薬局・訪問看護ステーションを含む)での医療費を全てを合算した上で、上限額までお支払いいただくことになるため、指定難病に係る治療を受ける際には、その都度、受給者証と一緒に「自己負担上限額管理票」を指定医療機関の窓口**に提示し、**上限額に達するまでは医療費の記載を受けてください。**

※提示されない場合は、自己負担上限額以上にお支払いいただく可能性がありますので、ご注意ください。

【自己負担上限額(月額)】

【階層区分の基準】 ()内の数字は夫婦2人世帯の場合の年収の目安	平成27年1月以降(新規申請)			3年間の経過措置(変更の方)		
	一般	高額かつ長期医療	人工呼吸器等装着	一般	現行の重症患者	人工呼吸器等設置
生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
市町村民税非課税(世帯)	本人年収(～80万円)	2,500円	2,500円	2500円	2500円	
	本人年収(80万円～)	5,000円	5,000円	5000円		
市民村民税 課税以上7.1万円未満(年収約160万円～約370万円)	10,000円	5,000円	1000円	5000円	5000円	1000円
市民村民税 7.1万円以上 25.1万円未満(年収約370万円～810万円)	20,000円	10,000円		10000円		
市民村民税 25.1万円以上(年収約810万円～)	30,000円	20,000円		20000円		
入院時の食費	助成対象外			1/2助成対象		